

令和 2 年 度

(2020年度)

高崎工業団地造成組合歳入歳出決算
及び資金不足比率の審査意見書

高 崎 工 業 団 地 造 成 組 合
監 査 委 員



第203-2号
令和3年10月26日

高崎工業団地造成組合
管理者 富岡賢治様

高崎工業団地造成組合
監査委員 小泉貴代子
同 井下泰伸

令和2年度高崎工業団地造成組合歳入歳出決算及び資金不足比率の
審査意見について

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項の規定により審査に付された令和2年度高崎工業団地造成組合歳入歳出決算並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

目 次

令和2年度高崎工業団地造成組合歳入歳出決算審査意見書

第1	審査の対象	-----	1
第2	審査の期間	-----	1
第3	審査の方法	-----	1
第4	審査の結果	-----	1
1	事業の概要	-----	1
2	歳入歳出決算の状況	-----	2
3	実質収支に関する調書	-----	5
4	財産に関する調書	-----	5
第5	審査の意見	-----	6

令和2年度高崎工業団地造成組合資金不足比率の審査意見書

第1	審査の対象	-----	7
第2	審査の期間	-----	7
第3	審査の方法	-----	7
第4	審査の結果	-----	7
第5	審査の意見	-----	8

凡 例

- 文中及び各表中の金額は、原則として円単位で表示した。
また、千円単位で表示したものは、単位未満を四捨五入した。
- 実質収支に関する金額は、千円単位で表示した。
- 文中及び各表中で用いる比率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入し第1位までを表示した。
なお、構成比率(%)は、合計が100となるよう一部調整した。
- 増減率は、次式により算出した。
$$(\text{当年度の計数} - \text{前年度の計数}) \div \text{前年度の計数の絶対値} \times 100$$
- 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「0.0」 当該数値はあるが表示単位未満のもの
「-」 当該数値のないもの
「△」 負数を示し増減を示すときは減を表すもの
「皆減」 当年度に数値がなく全額減少したもの
- 文中で金額の後の()内に表示した比率は、表記してあるものを除き、対前年度の増減率である。

令和2年度高崎工業団地造成組合歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の対象

令和2年度高崎工業団地造成組合歳入歳出決算

第2 審査の期間

令和3年8月12日から10月20日まで

第3 審査の方法

審査は、管理者から提出された歳入歳出決算書及び附属書類が関係法令に準拠して作成されているかを確認し、その内容を関係諸帳簿、証書類及び所管から提出された決算審査資料等と照合審査するとともに計数の正否を確認した。

また、予算の適正かつ効率的執行についても審査したほか、例月現金出納検査表と指定金融機関の収支月計表との照合により確認を行った。

なお、審査にあたり、必要に応じて関係職員に説明を求めた。

第4 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書その他関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等をした結果、計数は正確で、事業の執行はおおむね適正に処理されていることを認めた。

なお、審査の概要については、次に記述するとおりである。

1 事業の概要

当年度の土地の取得（増）及び処分（減）の状況を示すと、次表のとおりである。

【表1 土地取得（増）・処分（減）の状況】

（単位：㎡）

区 分		事 業 名		取得又は 処分面積
土地 取得 (増)	工業団地	買 収	高崎スマートIC産業団地	7,667.00
			高崎354複合産業団地	2,734.95
			高崎複合産業団地西地区	54,165.00
	地積更正	高崎スマートIC産業団地	3.37	
合 計				64,570.32
土地 処分 (減)	工業団地	分 譲	高崎スマートIC産業団地	2,616.15
	住宅団地	分 譲	山名イーストタウン	459.73
	その他	売 却	山名町保有地	480.42
			高崎354複合産業団地代替地	813.00
		寄 附	八幡町保有地	4,745.05
合 計				9,114.35
差 引				55,455.97

2 歳入歳出決算の状況

(1) 概要

歳入決算額は 3,412,512,656 円、歳出決算額は 2,603,820,468 円で、歳入歳出差引額は 808,692,188 円である。歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費 77,037,010 円と事故繰越し 10,000 円を差し引いた実質収支は 731,645,178 円の黒字である。

歳入歳出差引額のうち、地方自治法第 233 条の 2 ただし書の規定に基づき 437,000,000 円を財政調整基金に繰り入れ、371,692,188 円が翌年度へ繰り越されている。当年度の歳入歳出決算状況を示すと次表のとおりである。

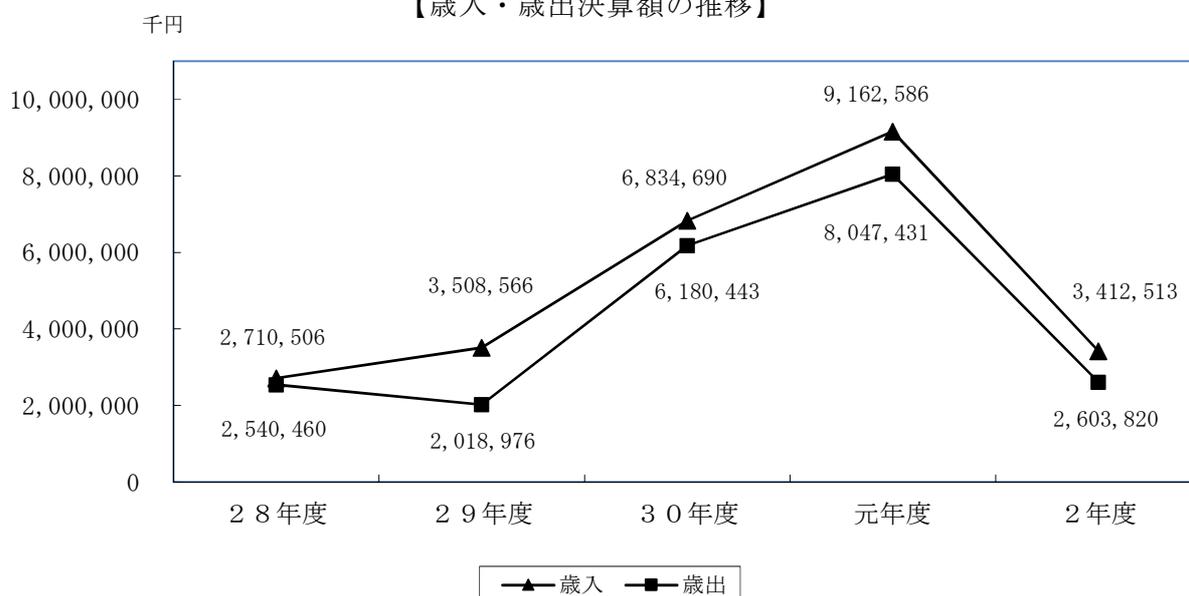
【表 2 歳入歳出決算状況】

(単位：円、%)

予算現額 (A)	歳 入				歳 出		歳入歳出 差引額 (C)-(D)	
	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入 未済額	執行率 (C)/(A)	収入率 (C)/(B)	支出済額 (D)		執行率 (D)/(A)
3,840,408,204	3,858,912,656	3,412,512,656	446,400,000	88.9	88.4	2,603,820,468	67.8	808,692,188

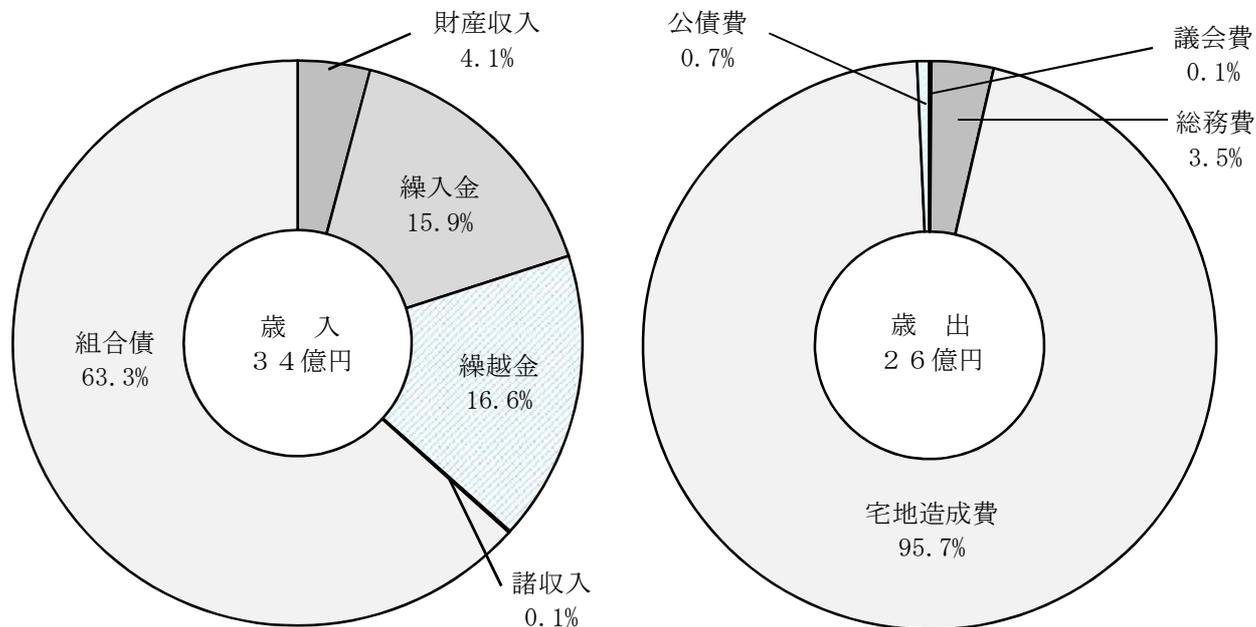
最近 5 か年間の歳入・歳出決算額の推移を示すと次のグラフのとおりである。

【歳入・歳出決算額の推移】



なお、歳入及び歳出の款別決算額の構成比を示すと次のグラフのとおりである。

【款別決算額の構成比】



(2) 歳入

収入済額は3,412,512,656円で、予算現額に対する執行率は88.9%であり、前年度に比べ5,750,073,093円(62.8%)の減少となっている。これは主に、組合債で868,000,000円増加したものの、財産収入で1,697,084,793円、繰入金で5,134,734,000円それぞれ減少したためである。

収入状況を款別に示すと次表のとおりである。

【表3 款別収入状況】

(単位：円、%)

区 分	2年度			元年度	比較増減	
	予算現額	収入済額	執行率	収入済額	増減額	増減率
1 財 産 収 入	140,419,000	140,636,257	100.2	1,837,721,050	△ 1,697,084,793	△ 92.3
2 分 担 金 及 び 負 担 金	0	0	0	570,000	△ 570,000	皆減
3 繰 入 金	541,366,000	541,366,000	100	5,676,100,000	△ 5,134,734,000	△ 90.5
4 繰 越 金	565,154,204	565,154,601	100.0	354,247,209	210,907,392	59.5
5 諸 収 入	7,469,000	5,355,798	71.7	1,947,490	3,408,308	175.0
6 組 合 債	2,586,000,000	2,160,000,000	83.5	1,292,000,000	868,000,000	67.2
合 計	3,840,408,204	3,412,512,656	88.9	9,162,585,749	△ 5,750,073,093	△ 62.8

1 款 財産収入

収入済額は140,636,257円で、予算現額に対する執行率は100.2%である。

財産収入の内訳をみると、土地の貸付収入と財政調整基金の運用益である財産運用収入 11,576,807 円、土地の売却収入である財産売払収入 129,059,450 円で、収入済額は前年度に比べ 1,697,084,793 円（92.3%）の減少となっている。これは主に、財産売払収入が 1,697,134,297 円減少したためである。

2 款 分担金及び負担金

当年度の分担金及び負担金はなかった。

3 款 繰入金

収入済額は 541,366,000 円で、前年度に比べ 5,134,734,000 円（90.5%）の減少となっている。これは、財源不足を補うための財政調整基金の繰り入れが減少したためである。

4 款 繰越金

収入済額は 565,154,601 円で、前年度に比べ 210,907,392 円（59.5%）の増加となっている。

5 款 諸収入

収入済額は 5,355,798 円で、前年度に比べ 3,408,308 円（175.0%）の増加となっている。これは主に、スポーツ施設撤去工事負担金が増加したためである。

6 款 組合債

収入済額は 2,160,000,000 円で、前年度に比べ 868,000,000 円（67.2%）の増加となっている。これは主に、高崎複合産業団地西地区の宅地造成債が増加したためである。

(3) 歳出

支出済額は 2,603,820,468 円で、予算現額に対する執行率は 67.8%であり、前年度に比べ 5,443,610,680 円（67.6%）の減少となっている。これは主に、公債費で 5,685,130,272 円減少したためである。

支出状況を款別に示すと次表のとおりである。

【表 4 款別支出状況】

(単位：円、%)

区 分	2 年度			元年度	比較増減	
	予算現額	支出済額	執行率	支出済額	増減額	増減率
1 議 会 費	2,246,000	2,135,805	95.1	2,822,808	△ 687,003	△ 24.3
2 総 務 費	97,381,000	91,462,624	93.9	719,752,867	△ 628,290,243	△ 87.3
3 宅 地 造 成 費	3,690,736,204	2,493,151,174	67.6	1,622,654,336	870,496,838	53.6
4 公 債 費	20,045,000	17,070,865	85.2	5,702,201,137	△ 5,685,130,272	△ 99.7
5 予 備 費	30,000,000	0	0	0	0	-
合 計	3,840,408,204	2,603,820,468	67.8	8,047,431,148	△ 5,443,610,680	△ 67.6

1 款 議会費

支出済額は 2,135,805 円で、予算現額に対する執行率は 95.1%である。この主なものは、議員報酬 2,122,325 円である。

2 款 総務費

支出済額は 91,462,624 円で、予算現額に対する執行率は 93.9%であり、前年度に比

べ 628,290,243 円 (87.3%) の減少となっている。これは主に、財政調整基金積立金が 622,559,976 円減少したためである。

3 款 宅地造成費

支出済額は 2,493,151,174 円で、予算現額に対する執行率は 67.6% であり、前年度に比べ 870,496,838 円 (53.6%) の増加となっている。これは主に、高崎 3 5 4 複合産業団地整備工事が 837,685,760 円増加したためである。

4 款 公債費

支出済額は 17,070,865 円で、予算現額に対する執行率は 85.2% であり、前年度に比べ 5,685,130,272 円 (99.7%) の減少となっている。これは、当年度に償還期限を迎える宅地造成債がなかったことに伴い元金償還が皆減したためである。

5 款 予備費

当初予算額は 30,000,000 円で、予備費充用がなされなかったため、予算現額及び不用額は 30,000,000 円である。

3 実質収支に関する調書

当年度の歳入歳出差引額は 808,693 千円で、翌年度へ繰り越すべき財源 77,047 千円を差し引いた実質収支は 731,646 千円となり、前年度に比べ 365,851 千円 (33.3%) の減少となっている。

なお、地方自治法第 2 3 3 条の 2 ただし書の規定に基づき 437,000 千円が財政調整基金に繰り入れられた。

4 財産に関する調書

(1) 公有財産

土地の当年度末現在高は 531,144.50 m² で、前年度末に比べ 55,455.97 m² の増加となっている。これは、高崎スマート I C 産業団地及び山名イーストタウンの分譲や高崎市への寄附等により 9,114.35 m² 減少したものの、高崎スマート I C 産業団地、高崎 3 5 4 複合産業団地及び高崎複合産業団地西地区の用地買収により 64,570.32 m² 増加したためである。

なお、当組合では建物は所有していない。

(2) 物 品

当年度末現在高は 2 点で、前年度末と同様である。

(3) 基 金

財政調整基金の当年度末現在高は 4,006,977,819 円で、前年度に比べ 9,089,617 円の増加となっている。これは、541,366,000 円が取り崩されたが、地方自治法第 2 3 3 条の 2 ただし書の規定に基づき前年度決算で確定した剰余金の一部 550,000,000 円及び当年度決算の財政調整基金運用益 455,617 円が積み立てられたためである。

第5 審査の意見

以上が、令和2年度高崎工業団地造成組合歳入歳出決算書及び附属書類を審査した結果の概要である。

当年度の土地売却等の状況は、分譲地では工業団地の高崎スマートIC産業団地で1件、住宅団地の山名イーストタウンで2件売却した。保有地では山名町で2件、高崎354複合産業団地の代替地として柴崎町で1件売却し、指定文化財である八幡二子塚古墳の隣接地を高崎市に寄附した。分譲地については今後も営業努力を重ね早期の完売を目指し、保有地については売却等により適正管理に努められたい。

高崎市は3つの高速道路と2つの新幹線が交差し、全国でも類を見ない産業・流通のハブ機能を備えた都市である。令和元年度には「高崎芸術劇場」、令和2年度には「Gメッセ群馬」が完成し、魅力ある都市づくりのための基盤整備を進めているが、より一層の産業発展に資するため、現在開発を進めている「高崎スマートIC産業団地」及び「高崎354複合産業団地」のほか、当年度から新たに「高崎複合産業団地西地区」の開発に着手したところである。

また、日本国内で頻発する自然災害への対応が求められる中、高崎市は交通の利便性、災害の少なさという特性を活かしつつ、人、モノが集う都市として魅力を発信し続けている。当組合には、わが国の経済活動における市の役割や市場の動向を見極めながら、地域と調和した開発と発展に努められたい。

令和2年度高崎工業団地造成組合資金不足比率の審査意見書

第1 審査の対象

資金不足比率

審査に付された比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和3年8月12日から10月20日まで

第3 審査の方法

審査は、管理者から提出された資金不足比率の算定が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、その他関係法令の趣旨に沿って適切に行われているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、歳入歳出決算書及び統計数値等に基づき適正に表示されているかどうかを審査するとともに、計数の正否を確認した。

なお、審査にあたり、必要に応じて関係職員に説明を求めた。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数は正確で、資金不足比率は算定されず、財政の健全性が確保されていることを認めた。

なお、資金不足比率の概況については、次に記述するとおりである。

資金不足比率は、当事業において資金不足を生じていないため、当該比率が算定されていないことを確認した。

この算定基礎となる数値の状況は、次表のとおりである。

【表1 資金不足額等の状況】

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度	令和元年度
資金不足額・剰余額 (A)	0	0
事業の規模 (B)	12,024,567	9,418,054
資金不足比率	—	—

(注)・「資金不足額・剰余額」が、正数の場合には資金の不足額を、負数の場合には資金の剰余額を示す。

・経営健全化基準は20.0%で、資金不足比率がこの数値を超えた場合「経営健全化計画」を定めなければならない。

・「資金不足比率」の「—」は、資金不足額がないことを示している。

《算式》

$$\text{資金不足比率(\%)} = \frac{\text{資金の不足額・剰余額(A)}}{\text{事業の規模(B)}} \times 100$$

第5 審査の意見

当組合においては、資金不足は生じておらず、財政の健全性が保たれていることを示しており、良好な状態であると認めた。

資金不足比率を算定する目的は、行政サービスの持続可能性を明らかにし、それを広く市民に公表することにより、当組合財政への信頼性を強化することである。

今後もこの算定の基礎となる数値の動向に注視しつつ、財政健全性の維持に努められたい。